

特例の対象となる償却資産（主なものを抜粋）

法＝地方税法

令和5年9月現在

条	項	特例対象資産	特例の概要	取得時期等	適用期間	特例率	添付書類	わがまち特例
法349条の3	2	ガス事業用資産 (最初の5年間)	一般ガス導管事業者が新設したガスの製造及び供給の用に供する償却資産	H29.4.1～	取得後 5年間	1/3	ガス事業法に規定する事業の許可証(写)等	
法349条の3	2	ガス事業用資産 (その後の5年間)	一般ガス導管事業者が新設したガスの製造及び供給の用に供する償却資産	H29.4.1～	その後 5年間	2/3	ガス事業法に規定する事業の許可証(写)等	
法349条の3	4	外航船舶	主として遠洋区域を航行区域とする船舶で、総務省令で定める規格に適合する船舶	指定なし	期限なし	1/6	動力船舶登録票、船舶国籍証書、船舶検査証書(写)等	
法349条の3	4	準外航船舶	主として遠洋区域を航行区域とする船舶で、外航船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶	指定なし	期限なし	1/4	動力船舶登録票、船舶国籍証書、船舶検査証書(写)等	
法349条の3	5	内航船舶	外航船舶及び準外航船舶以外の船舶(遊覧船、快遊船、遊漁船、競走用モーターボート等を除く)	指定なし	期限なし	1/2	動力船舶登録票、船舶国籍証書、船舶検査証書(写)等	
法349条の3	27	家庭的保育事業に供する資産	家庭的保育事業の用に直接供する償却資産	H29.4.1～	期限なし	1/3	事業の認可を受けたことが分かる書類(写)等	○
法349条の3	28	居宅訪問型保育事業に供する資産	居宅訪問型保育事業の用に直接供する償却資産	H29.4.1～	期限なし	1/3	事業の認可を受けたことが分かる書類(写)等	○
法349条の3	29	事業所内保育事業に供する資産	事業所内保育事業(利用定員が5人以下)の用に直接供する償却資産	H29.4.1～	期限なし	1/3	事業の認可を受けたことが分かる書類(写)等	○
法附則15条	2-1	汚水又は廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液の処理施設で使用される、沈殿又は浮上装置、油分分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置等の償却資産	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	1/3	施設設置許可書(写)及び事業許可証(写)等	○
法附則15条	2-2	ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設で総務省令で定める償却資産	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	1/2	施設設置許可証(写)及び事業許可証(写)等	
法附則15条	2-3	一般廃棄物の最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場で総務省令で定める償却資産	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	2/3	施設設置許可証(写)及び事業許可証(写)等	
法附則15条	2-4	産業廃棄物処理施設 (廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物処理施設)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定める償却資産	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	1/2	施設設置許可証(写)及び事業許可証(写)等	
法附則15条	2-4	産業廃棄物処理施設 (上記以外)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定める償却資産	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	1/3	施設設置許可証(写)及び事業許可証(写)等	
法附則15条	2-5	下水道除害施設	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で使用される、沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置、中和装置等	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	4/5	施設設置許可証(写)及び事業許可証(写)等	○
法附則15条	7	低公害車燃料等供給施設	低公害車に燃料等を供給するための設備	R5.4.1～ R7.3.31	3年間	5/6	対象設備の仕様書等(写)等	
法附則15条	18	バイオ燃料製造設備	認定生産製造連携事業計画に従って、一定のバイオ燃料を製造する中小事業者等が新たに設置するバイオ燃料製造設備	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3 または 1/2	農林漁業有機物資源のバイオ燃料としての利用の促進に関する法律に基づく事業計画認定通知書(写)等	
法附則15条	21	津波対策に資する港湾施設等	防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設等の償却資産	H28.4.1～ R6.3.31	4年間	1/2	対象設備の仕様書等(写)等	○

条 項	特例対象資産	特例の概要	取得時期等	適用期間	特例率	添付書類	わがまち特例
法附則15条 25-1	太陽光発電設備 (固定価格買取制度 認定発電設備は対象外) 1,000kw未満のもの	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの。自家消費型太陽光発電設備に限る。	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	再生可能エネルギー事業者 支援事業費補助金交付決定 通知(写)等	○
法附則15条 25-2	太陽光発電設備 (固定価格買取制度 認定発電設備は対象外) 1,000kw以上のもの	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの。自家消費型太陽光発電設備に限る。	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	3/4	再生可能エネルギー事業者 支援事業費補助金交付決定 通知(写)等	○
法附則15条 28	浸水防止用設備	防水扉、防水板、排水ポンプ、換気口浸水防止機等の償却資産	H29.4.1～ R8.3.31	5年間	2/3	浸水防止計画書(写)等	○
法附則15条 32	企業主導型保育事業施設 (運営費に係る国の補助を 受けた施設に限る) の事業に供する資産	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業者が、企業主導型保育事業施設を設置する場合、当該施設の用に供する償却資産	H29.4.1～ R6.3.31	5年間	1/3	企業主導型保育事業費の運 営費に係る補助を受けたこ とが確認できる書類(写) 等	○
法附則15条 40	ローカル5G	電波法に規定するローカル5G無線局の免許を受けた者が法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した償却資産	R2.8.31～ R6.3.31	3年間	1/2	認定導入計画(写)、対象 設備の仕様書等(写)等	
法附則15条 41	シェアサイクルポート	自転車活用推進法に基づく市町村計画に位置づけられたシェアサイクル事業により新たに整備されるシェアサイクルポートの用に供する償却資産	R3.4.1～ R7.3.31	3年間	3/4	対象設備の仕様書等(写) 等	
法附則15条 42	雨水貯留浸透施設	特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定計画に基づき設置した一定の雨水貯留浸透施設	R3.5.10～ R6.3.31	期限なし	1/3	認定事業者であることを確 認できる書類(写)、認定 計画書(写)等	○
法附則15条 45	中小事業者等が取得した先端設備等 (機械及び装置、工具、器具及び備品並 びに建物附属設備)	中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等に該当する償却資産	R5.4.1～ R7.3.31	3年間	1/2	計画の申請書及び認定書 (写)、認定経営革新等支 援機関による事前確認書 (写)等	
法附則15条 45	中小事業者等が取得した先端設備等 (機械及び装置、工具、器具及び備品並 びに建物附属設備) ※賃上げ方針ありの場合	中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等に該当する償却資産	R5.4.1～ R7.3.31	5年間 または 4年間	1/3	計画の申請書及び認定書 (写)、従業員へ賃上げ方 針を表明したことを証する 書面(写)等	
(旧)法附則64条	中小事業者等が取得した先端設備等 (機械及び装置、工具、器具及び備品、 建物附属設備並びに構築物)	中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等に該当する償却資産	R3.4.1～ R5.3.31	3年間	0	計画の申請書及び認定書 (写)、工業会等による仕 様等証明書(写)等	○